

実務経歴書

[記入注意] この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることがあります。登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、二級建築士免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。

私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

年　月　日

岩手県指定登録機関
一般社団法人岩手県建築士会長様

氏名 _____
(自署)

勤務先等						
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）		在職期間の合計		
				年　月～年　月	年月数	
				年　月～年　月	年　月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）			
年月～年月	年月数					
建築実務の詳細				建築実務経験期間の合計		
				年　月		
1	対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
					年　月～年　月	建築実務の割合
					年　月～年　月	%　年　月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に　用途・構造・規模・担当業務　等）						
2	対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
					年　月～年　月	建築実務の割合
					年　月～年　月	%　年　月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に　用途・構造・規模・担当業務　等）						
3	対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
					年　月～年　月	建築実務の割合
					年　月～年　月	%　年　月
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に　用途・構造・規模・担当業務　等）						
※備考			※受付欄			

注意 数字は、算用数字を用い、※欄は記入しないでください。

実務経歴書

【記入例】

【記入注意】 この実務経歴書は勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経験について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることがあります。登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

<p>私は、<u>二級建築士免許を受けたいので、建築実務の経験を下記の通り記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。</u></p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">令和●●年●●月●●日</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>岩手 太郎</u> (自署)</p>				
勤務先等				
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）		
<u>株式会社●●設計 ●●部●●課</u>		<u>岩手県●●市●●町●丁目●●●一●</u>		
		在職期間の合計 年月～年月 年月数 <u>H28年4月～R2年12月 4年8月</u>		
在職期間 年月～年月		地位職名 年月数		
建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）				
<u>H30年8月～ H30年11月</u>	<u>0年4月</u>	<u>一</u>	<u>建築物の工事監理に関する業務</u>	
<u>H30年12月～ R2年7月</u>	<u>1年8月</u>	<u>技師</u>	<u>建築物の設計に関する業務</u>	
建築実務経験期間の合計 2年 0月				
1	対象物件の名称等		対象物件の所在地	
	<u>S邸</u>		<u>岩手県●●市●●町●丁目●●●一●</u>	
			年月～年月	建築実務の割合
		<u>H30年8月～ H30年11月</u>	<u>100 %</u>	<u>0年4月</u>
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
<p><u>[2B-01]</u></p> <p><u>専用住宅（木造2階建て、延べ面積140m²）の新築工事において、工事監理補助を担当した。</u></p>				
2	対象物件の名称等		対象物件の所在地	
	<u>●●小学校</u>		<u>岩手県●●市●●町●丁目●●●一●</u>	
			年月～年月	建築実務の割合
		<u>H30年12月～ R2年3月</u>	<u>100 %</u>	<u>1年4月</u>
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
<p><u>[1B-01]</u></p> <p><u>小学校（木造3階建て、延べ面積3,000m²）の基本・実施設計業務において、基本設計にて平面、立面、断面計画等の作成補助を実施設計にて一般図（平面、立面、断面）の作成補助を担当した。</u></p>				
3	対象物件の名称等		対象物件の所在地	
	<u>●●病院</u>		<u>岩手県●●市●●町●丁目●●●一●</u>	
			年月～年月	建築実務の割合
		<u>R2年4月～ R2年7月</u>	<u>100 %</u>	<u>0年4月</u>
実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に 用途・構造・規模・担当業務 等）				
<p><u>[1C-02]</u></p> <p><u>病院（鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積2,500m²）の基本設計業務において、関係法令のチェックや各種インフラ整理、必要諸室・規模の検討等の設計与条件の整理を担当した。</u></p>				
※備考		※受付欄		

注意 数字は、算用数字を用い、※欄は記入しないでください。

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表

(令和 2 年 3 月 1 日以降の実務)

対象実務の例示	コード
①建築物の設計に関する実務	
* 建築物の設計に関する業務	1 C-0 1
* 基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務 (地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。図書を作成するために必要となる直接的な業務を含む。対象建築物の完成は問わない。) ・設計与条件の整理 ・事業計画検討 など	1 C-0 2
* 建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務 (地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。単なるトレースである業務は除く。) ・事務所内部で使用する標準仕様の作成 ・構造計算プログラムの開発 (単なるプログラミングを除く。) ・BIM 部品の作成 など	1 C-0 3
* 建築物の特定の部分・機能に係る設計 (設備機器単体の設計を除く。) ・空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備 ・防災設備全体 ・昇降機全体 など	1 C-0 4
* 収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×
* 型式適合認定のうち、建築物の構造上の技術的基準に適合することの認定を受けるための業務 (建築物の構造設計に準じるもの)	1 C-0 6
* 建築積算関連業務 (単なる計算業務を除く。)	1 C-0 7
* 施工段階における建築物の詳細図の作成 (オペレーターを除く。)	1 C-0 8
* 解体工事の設計	1 C-0 9
* プラント関係 (建築物に係る業務に限る。) の設計	1 C-1 0
* 石油プラント等において、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×
* 公園等の設計、遊戯器具の設計	×
* その他	1 C-9 9
②建築物の工事監理に関する実務	
【工事監理者の立場の実務】	
* 建築物の工事監理に関する業務	2 C-0 1
* その他	2 C-9 9
③建築工事の指導監督に関する実務	
* 建築工事の指導監督に関する業務	3 C-0 1
* 法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する業務 (単なる記録の作成に関するものを除く。) ・住宅性能表示制度における性能評価業務 (検査業務を含む。) ・建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 ・建築物のエネルギー消費性能に関する評価業務 ・独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務 ・住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査業務	3 C-0 2
* コンクリート構造物の非破壊検査	×
* その他	3 C-9 9
④建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する実務	
* 建築士事務所の業務として行う建築物に関する調査又は評価に関する業務 (地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。) ・既存建築物の調査・検査 ・調査結果を踏まえた劣化状況等の評価 ・建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期調査・報告 など	4 C-0 1
* 建築物の耐震診断 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項の規定する耐震診断をいう。) に関する業務	4 C-0 2
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	×
* その他	4 C-9 9

⑤工事の施工の技術上の管理に関する実務 【工事施工者の立場の実務】	
*建設業法別表第一に掲げる建築一式工事、大工工事の施工管理	5 C-0 1
*建設業法別表第一に掲げる次の工事（建築物に係るものに限る。）の施工管理	
・とび・土工・コンクリート工事（鉄骨組立工事、プレキャストコンクリートの柱・梁等の設置工事に限る。）	5 C-0 2
・タイル・れんが・ブロック工事	5 C-0 3
・鋼構造物工事（鉄骨工事に限る。）	5 C-0 4
・鉄筋工事	5 C-0 5
・内装仕上工事（建築物の改修に係るものに限る。）	5 C-0 6
・建具工事（カーテンウォール工事に限る。）	5 C-0 7
・解体工事（建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物以外のものに限る。）	5 C-0 8
・左官工事、石工事、屋根工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、熱絶縁工事	×
*建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の設置工事の施工管理	5 C-1 0
*基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×
*その他	5 C-9 9
⑥建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	
*建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する業務	6 C-0 1
*その他	6 C-9 9
⑦消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	
*消防長又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する業務	7 C-0 1
*その他	7 C-9 9
⑧建築行政に関する実務	
*建築行政（国の職員としての職務に係るもの除く。）	
・建築基準法等に係る個々の建築物の審査・検査・指導・解釈・運用等に係る業務	
・建築関係規定に係る運用・解釈に係る相談及び指導	
・違反通報対応及び違反建築物に係る調査及び指導、監察業務	
・仮使用認定、仮設建築物の審査業務 など	8 C-0 1
・法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務	
・長期優良住宅の認定	
・耐震改修促進計画の認定	
・建築物移動等円滑化誘導基準適合の認定	
・省エネルギー措置の届出審査	
・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 など	8 C-0 2
・建築物に係る技術的基準の策定業務（地方公共団体及び独立行政法人等の公的主体が策定するものに限る。）	
・建築関係法令に基づく基準	
・独立行政法人住宅金融支援機構の技術的基準	
・条例による追加的な技術的基準（バリアフリーなど）	
・地区計画（建築物の形態を規制するもの） など	8 C-0 3
*その他	8 C-9 9
⑨住宅行政に関する実務	
*住宅行政（建築物に直接関係する業務に限る。国の職員としての職務に係るもの除く。）	
・建築物の性能向上等を図る補助金の審査等の業務	
・特定空家等の調査 など	9 C-0 1
*その他	9 C-9 9
⑩都市計画行政に関する実務	
*都市計画行政（具体的な建築物の整備等に係る業務に限る。国の職員としての職務に係るもの除く。都市計画コンサルタントが行う業務を含む。）	
・市街地再開発事業	
・土地区画整理事業（建築物の補償業務）	
・特定街区、高度利用地区 など	10 C-0 1
*その他	10 C-9 9

⑪建築教育に関する実務	
* 建築士試験に係る全科目を担当可能（所属長が該当性を証明）でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務	11C-01
* その他	11C-99
⑫建築物に係る研究開発に関する実務	
* 建築物に係る研究（査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る。）	12C-01
* その他	12C-99
⑬大学院の課程におけるインターンシップ^o	
* 大学院の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うこと目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目的単位を所定の単位数（30 単位以上又は 15 単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる 2 年又は 1 年の実務	13C-01
⑭その他	
* 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務（地方公共団体等の営繕業務及び建築士事務所から外注された先での業務も含む。建築物に直接関係する業務に限る。）	99C-01
* 建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務	×
* 営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	×
* その他	99C-99

(注) 対象となる実務経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示コード表
 (「平成 20 年 11 月 27 日まで」、「平成 20 年 11 月 28 日から令和 2 年 2 月 29 日まで」の実務)

例 示	コード	
	平成 20 年 11 月 27 日まで	平成 20 年 11 月 28 日から 令和 2 年 2 月 29 日まで
①建築物の設計に関する実務	1 A-0 1	1 B-0 1
* 空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、その他（防災設備全体、昇降機全体）の設計	1 A-0 2	1 B-0 2
* 収納室、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×	×
* プラント関係（建築物に係る業務に限る。）の設計	1 A-0 4	1 B-0 4
* 石油プラントにおいて、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×	×
* 公園等の設計、公園等の遊戯器具の設計	×	×
* 建築積算関連（単なる計算業務を除く。）	1 A-0 7	1 B-0 7
②建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】	2 A-0 1	2 B-0 1
③建築工事の指導監督に関する実務	3 A-0 1	3 B-0 1
* 住宅瑕疵担保保証制度の申込みを受けた住宅の検査業務	3 A-0 2	×
* コンクリート構造物の非破壊検査（建築物に係る業務に限る。）	3 A-0 3	×
④建築一式工事、大工工事、建築設備の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】	4 A-0 1	4 B-0 1
* 基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×	×
* 建築一式工事に該当しない次の工事の施工管理 ・コンクリート関係（型枠工事、鉄筋工事、補強コンクリートブロック工事、コンクリートの打設工事） ・鋼構造物関係（溶接、建方、足場） ・その他の各部工事関係（屋根工事、防水工事、タイル工事、れんが工事、石工事、左官工事、塗装工事、板金工事、カーテンウォール、サッシ、P C 板、A L C 板、天井、（内）壁仕上げ、床仕上げ）	4 A-0 3	×
* 指定工作物（建築基準法第 88 条に規定されるもの）の築造工事の施工管理	4 A-0 4	×
* 建築物の解体工事の施工管理	4 A-0 5	×
⑤建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	5 A-0 1	5 B-0 1
⑥消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	6 A-0 1	6 B-0 1
⑦建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務	7 A-0 1	7 B-0 1
* 既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	7 A-0 2	×
⑧大学院の課程（建築に関するものに限る。）において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習（インターンシップ）及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数（30 単位以上又は 15 単位以上）修得した場合に実務の経験とみなされる 2 年又は 1 年の実務	—	8 B-0 1
* 建築（工）学関係大学院での建築に関する研究（研究内容、課程修了者であること、指導教官の証明があるもの等）	8 A-0 2	—
（その他）		
* 建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務	9 9 A-0 1	×
* 営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	9 9 A-0 2	×
* 官公庁等における建築行政	9 9 A-0 3	×
* 官公庁等における営繕業務	9 9 A-0 4	9 9 B-0 4※
* 都市計画コンサルタント（建築に関する業務に限る。）	9 9 A-0 5	×
* 区画整理事業の補償（登記申請に係る図書の作成等建築に係る業務に限る。）	9 9 A-0 6	×
* 建築教育（教材の作成を含む。）	9 9 A-0 7	×
* 研究・開発	9 9 A-0 8	×
* 建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	9 9 A-0 9	×

※上記の①～④、⑦のいずれかに該当する業務に限る。

実務経歴証明書

年　月　日

岩手県指定登録機関
一般社団法人岩手県建築士会会長 殿

証明者

印

住所・所在地

電話番号

免許申請者との関係

下記の者が申請した二級・木造建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者の氏名

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 年 月

建築実務の内容：

備 考

- この「実務経歴証明書」は、実務経歴書ごとに作成して下さい。勤務先が2箇所以上になる場合は、コピーして使用して下さい。
- 証明者は、実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したうえで証明して下さい。
- 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となります。

【記入例】

実務経歴証明書

令和●●年●●月●●日

岩手県指定登録機関
一般社団法人岩手県建築士会会長 様

株式会社●●設計

証明者 代表取締役社長 建築 士郎

印

●●県知事登録 第●●号

●●建築士登録 第●●●●号

住所・所在地 岩手県●●市●●町●丁目●●-●

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

免許申請者との関係 申請者が所属する建築士事務所の開設者

下記の者が申請した二級・木造建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。

記

1. 免許申請者の氏名 岩手 太郎

2. 建築実務経験

建築実務経験期間の合計： 2年 0月

建築実務の内容：

- 専用住宅（木造2階建て、延べ面積140m²）の新築工事において、工事監理補助を担当。
- 小学校（木造3階建て、延べ面積3,000m²）の基本・実施設計の補助を担当。
- 病院（鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積2,500m²）設計与条件の整理を担当。

備考

- この「実務経歴証明書」は、実務経歴書ごとに作成して下さい。勤務先が2箇所以上になる場合は、コピーして使用して下さい。
- 証明者は、実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したうえで証明して下さい。
- 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となります。